



交通安全アドバイス集

(自転車交通安全編)

2026年4月作成



福岡県警察

1 はじめに

福岡県内の自転車交通事故は、学生が全体の約4割を占め、職業別で占める割合が最多となっていることから、事故を防止するためには、こどもに対する交通安全教育が重要となります。

自転車の交通安全教育は、道路や交通状況に応じて危険を予測し、危険を回避して、安全に通行する意識と能力を高めるために必要不可欠なものです。

そこで、先生や保護者の皆さんが日常的、継続的に交通安全教育を行うための参考資料として本書を作成しましたので、こどもを悲惨な交通事故から守るために活用していただくようお願いします。

2 交通安全教育のポイント

(1) 交通安全教育の心構え

こどもが自ら考え、判断し、決定して行動するための手助け、アドバイスをするといった気持ちで教育に当たることが大切です。

(2) 分かりやすい交通安全教育

こどもが分かりやすい言葉を使い、こどもが納得するまで丁寧に説明して理解させることが大切です。

3 自転車に乗る前に

(1) 自転車とは

まず、自転車は、車両(軽車両)であり、運転者は交通ルールを守って運転しなければならないということを指導してください。

「自転車は車両である」という意識付けを確実にしていただくようお願いいたします。

(2) ヘルメットの着用

自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方の多くが頭部に致命傷を負っています。

ヘルメットによる頭部の保護は、最悪の事態を避けるための有効手段です。

自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用させましょう。

なお、道路交通法の改正により、令和5年4月から、**全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務化**されました。

こどものお手本となるよう、大人もヘルメットを着用しましょう。

(3) 自転車損害賠償保険等の加入義務

全国的に、自転車の運転者が歩行者と交通事故を起こして、加害者となり、高額な賠償請求をされる事案が多くなっています。

福岡県では、条例により、自転車損害賠償保険等の加入が義務付けられていますので、必ず保険に加入しましょう。

【高額賠償事例】

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩行中の女性(62歳)と正面衝突し、女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

賠償額 約9,500万円

(4) 走行前の事前点検

「ぶたはしゃべる」で乗る前に点検するように指導しましょう。

点検を全くしないと、走行中にパンクしたり、壊れたりして、事故の原因になることもあり、非常に危険です。

○ ブレーキ

片方のブレーキを握り、ペダルに体重をかけてブレーキが効くか等を確認させてください。

反対側も同じように確認させましょう。

○ タイヤ

指で押して空気圧を確認させるほか、自転車を倒すなどしてタイヤに釘が刺さっていたり、石が挟まっていないか等を確認させてください。

○ 反射材

ライトは点くか、反射材はスポークや泥除け等にしっかりと装着され、汚れていないか等を確認させてください。

○ 車体

両手でハンドルを握って体重をかけ、ハンドルが動かないか、サドルが動かないか、ペダルは壊れていないか、チェーンが緩んだり、油が切れていないか等を確認させてください。

○ ベル

ベルが動かないように装着され、ちゃんと鳴るか確認させてください。

4 自転車安全利用五則

自転車安全利用五則は、自転車の基本的な交通ルールになりますので、自転車に乗る前に必ず指導しましょう。

- (1) **車道が原則、左側を通行**
歩道は例外、歩行者を優先

○ 車道が原則

自転車は車両ですので、歩道と車道の区別があるところは、車道通行が原則です。

○ 左側を通行

対向車等と衝突する危険性がありますので、車道の左側(車両通行帯のない道路では左側端)を通行しましょう。

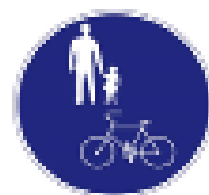
○ 歩道は例外

【例外】

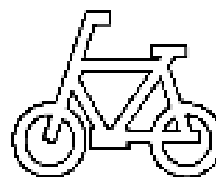
- ・ 道路標識や道路標示で指定された場合
- ・ 運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等の場合
- ・ 車道又は交通の状況から見てやむを得ない場合(工事や車が多い場合等)

路側帯がある道路では、歩行者の通行を妨げないようにして、左側の路側帯を通行しましょう。

※ 路側帯～歩道のない道路に、歩行者用の通行スペースを確保するため、白線で区画された部分



「普通自転車等の歩道通行可標識」



「普通自転車の歩道通行可道路標示」

○ 歩行者を優先

歩道を通行する場合は、歩行者が優先ですので、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるときは一時停止をしましょう。

自転車が通行すべき部分が道路標示で示されているときは、その部分(普通自転車通行指定部分)を通行しましょう。

(2) 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

○ 信号の遵守

自転車の交通事故の多くは、交差点で発生しています。

まずは、しっかりと信号の意味を教えましょう。



・ 三灯式信号

車道を通行しているときに従わなければいけません。



・ 歩行者用信号

歩道を通行しているときに従わなければいけません。



※ 横断歩道を通行する歩行者の妨げとなる場合は、自転車から降りて押し歩かせましょう。

・ 歩行者用信号機に「歩行者自転車専用」の表示がある場合

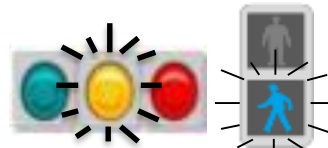
車道を通行しているとき及び歩道を通行しているときのいずれの場合もこの信号機に従わなければいけません。



・ 黄色信号や歩行者用の青色信号が点滅を開始した場合

横断を開始してはいけません。

ただし、停止位置に近づいていて、安全



に停止できないときは、そのまま進むことができます。



○ 一時停止の標識がある場合

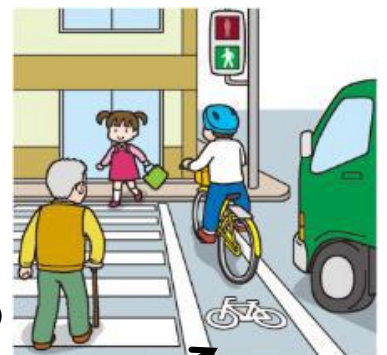
一時停止のある交差点は、塀等により見通しが悪く、交通事故が起きやすい交差点です。

必ず停止線の手前で停止して、左右の安全確認を行うことを徹底させましょう。

○ 一時停止の標識がない場合

交差点に入る場合は、交通量が少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ速度を落として通行させましょう。

また、狭い道路から広い道路に出るときは特に危険ですから、一時停止をさせて安全を確かめさせましょう。



○ 横断の方法

【自転車横断帯・横断歩道での横断】

自転車横断帯や横断歩道がある場所の近くでは、その自転車横断帯等で道路を横断し、歩行者の通行を妨害する場合は押して渡るよう指導しましょう。

自転車横断帯

【自転車横断帯・横断歩道がないとき】

道路を斜めに横断すると、横断する距離が長くなり、自動車との事故の危険度が高くなりますので、車両が来ないことを確かめて、左右の見通しの良いところから、道路を直角に最短距離で渡らせましょう。



(3) 夜間はライトを点灯

自転車のライトは、自分の進行方向を照らすだけでなく、周囲の車や歩行者に自転車で走っていることを知らせます。

夕方や暗い場所でもライト点灯をするように指導しましょう。

(4) 飲酒運転は禁止

お酒を飲んで運転する飲酒運転は、自分にとっても周りにとっても非常に危険です。

大人になっても絶対にしないように指導しましょう。

(5) ヘルメットの着用(努力義務)

3(2)に記載

5 その他の交通ルール

次の運転もルール違反ですので、絶対にさせないようにしましょう。

○ 二人乗りは禁止

バランスが崩れ、転倒の危険性が高くなります。



○ 並進は禁止

道路に広がることで、他の車両等と接触する可能性が高くなります。

また、おしゃべりをすることで、注意力が散漫になり、危険に気が付きにくくなります。

※ 16歳以上の者が幼児用座席に1人乗車させる場合などを除く

○ ながら運転は禁止

携帯電話での通話や操作、傘を差すなどによる片手運転やヘッドホンの使用などによる周囲の音が聞こえない状態での運転は不安定であったり、周囲の状況に対する注意が不十分になります。



※ 標識により並進可の場合を除く

○ 横断歩道上の歩行者妨害

車道を通行する自転車が横断歩道に近づいたときは、横断する人がいないことが明らかの場合のほかは、すぐに止まれるように速度を落として進みます。

また、歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは横断歩道の手前で一時停止しましょう。



傘差し運転は禁止!



携帯電話の通話や操作も禁止!

6 車両の特性を理解させる

(1) 車両の停止距離について

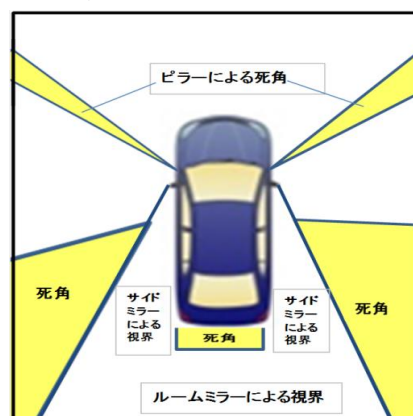
車が急ブレーキをかけてもすぐに止まれないように、自転車もすぐには止まれないことを理解させましょう。

(2) 車が出す合図について

車のウinkerや後退灯(バックランプ)の場所や作動状況を教え、合図の意味と車の動きを理解させましょう。

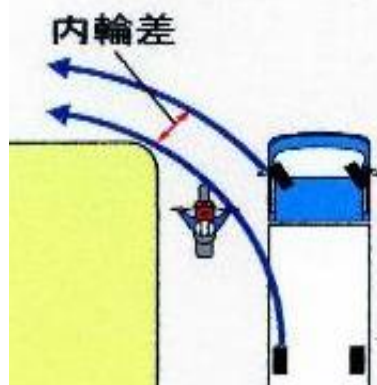
(3) 車の死角について

車には、運転席からミラーを使っても見えない部分(死角)があることを実際に運転席に乗せて体験させ、死角に入ることの危険性を理解させましょう。



(4) 車の内輪差について

車が右折や左折をする際に、曲がる方向の後輪が前輪よりも内側を通るため、曲がる車に近寄ると巻き込まれる危険性があることを理解させましょう。



7 自転車の学校が開校！



自転車の学校とは、福岡県警察が作成したラーニングサイトです。

このサイトでは、自転車に乗るために必要な法律の知識やルール、その他自転車損害賠償保険に関することなど、皆さんが安全安心に、そして楽しく自転車を利用するための情報をまとめています。

小学生向けと中学生以上向けのページがありますので、学校や家庭での指導にご活用ください。



【QRコード】

8 交通違反検挙後の手続きが変更（令和8年4月から）

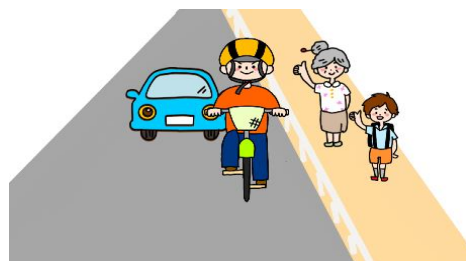
自転車の一定の交通違反に「青切符」を導入

自転車をはじめとする軽車両の一定の交通違反に、交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）を適用する「道路交通法の一部を改正する法律」が令和8年4月1日から施行され、信号無視など自転車の一定の交通違反で検挙された後の手続きが大きく変更されます。

自転車を利用する際は、交通ルールを守り安全に利用しましょう。



【QRコード】



9 最後に

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、スピードを出しすぎたり、危険な運転をしたり、交通ルールを守らない場合は、子どもであっても加害者になります。

教職員や保護者の皆さんには、子どもの交通事故を防止するために日常的に交通安全教育を実施していただくほか、特に保護者の皆さんには実際に道路に出て、こういった場所でどのようにすればいいのかを指導していただくようお願いします。

交通事故は誰にでも起こり得るものですが、交通安全教育を行うことで、その可能性を減らすことができます。

事故になれば、自身だけでなく、相手も周りも皆、不幸になります。

子どもを悲惨な事故で不幸にしないため、警察、学校、家庭で協働し、事故防止に努めていきましょう。